

細則 2-15 条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
------------	--

## 第1 総則

当所の条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験に伴う保安管理等は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験に伴う保安管理等の基準」に基づき行うものとする。

## 第2 条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験に伴う保安管理等の基準

- 1 実証実験は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の事業者が定める実証実験の実施要領に基づき実施すること。また、次のいずれかに該当するに至った場合は、実証実験を停止し、再開時は事前にその旨を管轄消防署に連絡するものとする。
  - (1) 実証実験の実施要領と異なる方法等で実証実験が行われていると認められるとき。
  - (2) 条件付自動型A Iシステムを構成する設備若しくは機器の故障、システム障害又は通信障害が発生し、条件付自動型A Iシステムが正常に機能しない状況が発生したと認められるとき。
  - (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で事故等が発生し、安全が確保されないと認められるとき。
- 2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の環境条件が条件付自動型A Iシステムの利用範囲内（天候、視界等）にあるときのみ、条件付自動型A Iシステムによる給油許可監視を行い、当該範囲外となった場合には、直ちに条件付自動型A Iシステムによる給油許可監視を停止するものとする。
- 3 実証レーンを標示等により明示するとともに、A Iシステムによる給油許可監視の実証実験を行っている旨を顧客へ周知すること。また、静電気の除去等に係る必要な保安上の注意喚起を行うものとする。
- 4 危険物保安監督者及び従業員に対し、実証実験で用いる条件付自動型A Iシステムの仕様、機能及び利用方法に関して周知するものとする。
- 5 条件付自動型A Iシステムの作動状況の監視及び実証レーンにおける給油許可監視を行う甲種又は乙種の危険物取扱者を配置するとともに、すべての実証レーンについて、次に掲げる対応が確実に行える体制を確保するものとする。
  - (1) 条件付自動型A Iシステムからの交代要求がなされた場合に、直ちに甲種又は乙種の危険物取扱者が給油許可監視を引き継ぎ、甲種又は乙種の危険物取扱者が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うものとする。

- (2) 条件付自動型A I システムが自動停止した場合に、甲種又は乙種の危険物取扱者が安全を確認の上、条件付自動型A I システムによる給油許可監視の再開に係る判断を行うものとする。
  - (3) 条件付自動型A I システムが適正に作動しなかった場合に、甲種又は乙種の危険物取扱者が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うものとする。
  - (4) 実証レーンにおいて事故等が発生した場合に、甲種又は乙種の危険物取扱者が直ちに危険物の供給の緊急停止その他の応急対応を行うものとする。
  - (5) 可搬式の制御機器を用いる場合、当該制御機器の使用は当該顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所内で行うものとし、顧客からの呼び出し等があった場合は直ちに甲種又は乙種の危険物取扱者が対応し、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うものとする。
- 6 実証実験で用いる条件付自動型A I システムに関する設備及びソフトウェアの適切な保守管理（電源及び通信環境の確保を含む。）を徹底するものとする。
  - 7 条件付自動型A I システムの作動状況等に係る記録の保存データを適切に管理するものとする。
  - 8 条件付自動型A I システムから情報提供型A I システムへ切替えた場合は、次に掲げる対応が確実に行える体制を確保すること。
    - (1) 必ず甲種又は乙種の危険物取扱者が給油の許可及び監視を実施する体制を確保するものとする。
    - (2) 情報提供型A I システムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、A I による監視の事実を周知するものとする。
    - (3) 情報提供型A I システムが正常な情報を甲種又は乙種の危険物取扱者に提供できない状況にあるときは、甲種又は乙種の危険物取扱者がその状態を認識し、直ちにA I システムの使用を停止できる体制を確保するものとする。

## 9 その他